現代付加価値（創造価値）会計の基礎理論

――レーマンの所論を中心として――

上　野　清　貴

上　野　清　貴
松蔭大学経営文化学部教授
和歌山県出身
神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程単位取得退学
博士（経済学）（九州大学）

キーワード
付加価値会計，創造価値会計，産出財貨所得，産出貨幣所得，創造価値計算，評価問題，産出創造価値，実現創造価値

Ⅰ　はじめに

現代企業は，もともと，株主を中心として存在する株主中心の経済制度である。この特徴によって，株式会社制度＝現代企業は資本主義原理に適合した資本調達・運用制度として発展し，資本主義経済の発展を支えているのであるが，自由競争の必然は独寡占体制への移行となり，企業規模の拡大化は企業をもはや当初の私的・個別的性格のものとはいえない公共的・社会的制度にまで高めるに至った。

したがって，従来からのいわば株主（出資者）中心の企業は，企業を取り巻く諸利害関係者，例えばまず第１に，企業内における従業員と密接に関係し，さらに企業外部の債権者，取引先，消費者，地域社会，国家などと密接に関係する１つの社会的制度として存立することとなる。

このような企業の社会的変貌は，企業についての考え方，いわゆる企業観にも大きな影響を及ぼし，企業はもはや従来の私的・個別的企業ではなく，社会的・公共的資格をもった社会的制度体として認識されるようになった。したがって，企業は単に株主＝出資者としての株主に対して受託責任を負うばかりではなく，上述の諸利害関係者に対しても責任をもつようになった。

例えば，従業員には，快適な仕事の場所と十分な賃金，経営者には充実した経営能力発揮の機会と役員報酬を保証することが必要となってきた。また，地域社会に対しては，環境保全・雇用機会・地元利益の増加など，取引先に対しては，取引上のメリット，消費者に対しては，安価にしてしかも高品質の製品の提供など，それぞれの利害関係者に対して，いわゆる社会的責任をもつように要請されるようになってきた（山上［1984］136-137 頁）。

企業がこのような社会的責任を果たすためには，従来の企業利益（株主利益）のみを報告することには限界があり，諸利害関係者（ステークホルダー）に対する利益をそれぞれ報告する必要がある。この利益を算定し報告する会計が，本稿において主題とする「付加価値会計」（Value Added Accounting）にほかならない。そして，初期においてこの会計を提唱したのがレーマン（Lehmann）である。

彼は付加価値会計を「創造価値会計」（Wertschöpfungsrechnung）と命名しており，付加価値会計の理論的基礎を構築している。以

来，彼の創造価値会計は付加価値会計の出発点となっている。これは，彼の所説が理論的に優れているのみならず，付加価値会計に関するほとんどすべての問題点（課題）を含んでいるためである。そこで本稿は，このことを重視し，レーマンの所論を展開し，最後に，付加価値会計に関する諸問題を指摘していきたい。なお本稿は，彼の用語を尊重して，「付加価値」の代わりに「創造価値」を用いることにする。

Ⅱ　創造価値の役割と意味

創造価値は，後述するように，企業ないし経営自体が独自に生み出した価値である。レーマンによれば，国民経済全体からみると，この創造価値は，経営が国民経済あるいは全体経済の全所得（Gesamteinkommen）もしくはその社会生産物に対して貢献した割当て分（Anteil）にほかならない。すなわち，創造価値は常に，国民経済の全所得に対する個別経営の貢献分である（Lehmann［1954］S.11）(1)。

現代の貨幣信用経済の下では，国民所得，したがってまた（それに対する個別経営の貢献分としての）創造価値は，当然，2つの側面，すなわち財貨所得側面と貨幣所得側面をもつ。このことから，創造価値もまた，二面的概念（zweitigen Begriff）と考えられなければならない。すなわち，創造価値は，一面においては経営によって産出された財貨所得（hervorgebrachte Gütereinkommen）であり，他面においては経営によって産出された貨幣所得（erzeugte Geldeinkommen）と考えられる（S.11）。

産出された貨幣所得，もしくは産出貨幣所得としての創造価値は，もっぱら，価値量（Wertgröβe）として表される。これに対して，産出された財貨所得は，物量値（Mengengröβe）または物量群（Komplex von Mengen）としても，また価値量すなわち，価値で評価した物量値の合計としても解釈することができる。しかし，創造価値の両側面の1つの面としての特性において，産出財貨所得は，単に価値量としての役割を果たすのみである。なぜならば，経営創造価値思考の場合，とりわけ次の思考等式が決定的に重要であるからである。

創造価値＝産出財貨所得＝産出貨幣所得

また，この等式は，各項が同じ数値（Gleichbenanntsein）を構成すること，すなわち，産出貨幣所得および産出財貨所得を価値量として一様に把握することを前提としているからである。したがって，創造価値もまた，その両方の面からみて，価値量である。それゆえ，創造価値は，まさに，純粋な価値計算システムたる簿記の枠内において算定されるということになる（SS.11-12）。

上記のことを前提として，レーマンは以下のように創造価値の概念を導出する。彼によれば，個々の経営は，積極的な面（売上もしくは販売面）で財貨の産出に貢献し，消極的な面（購入もしくは調達面）で多かれ少なかれ常に財貨を費消していることになる。したがって，創造価値の財貨所得面に関して，「プラス」および「マイナス」対立関係にある2つの構成要素が区別される。彼は，この積極的な構成要素を経営の総収益（Roherträgen）と呼んでおり，他方，消極的な構成要素に前給付原価（Vorleistungskosten）という概念を用いている。なぜなら，後者は，何らかの前の生産段階の前給付（Vorleistungen）の要求によって成り立つからである。したがって，経営創造価値の財貨所得面に対して，次の等式が立てられる（S.12）。

産出財貨所得＝総収益－前給付原価

次に，経営創造価値の貨幣所得面についてである。これはまず，全体としては，産出財貨所得の抽象的等価物（abstrakten Gegenwert）であり，したがって，上述の意味での総収益と前給付の差額にほかならない。それは同時に，実際上，特に計算目的のためには，「創造価値」という用語を特別に経営が産出した貨幣所得面

図表１　創造価値思考の基礎観念

前給付原価 ＝外部から受け入れた物財価値（－） 産出財貨所得ないし総収益と前給付原価の差額としての創造価値 ＝ 産出貨幣所得，したがって次の合計額としての創造価値： ⑴　労働収益 ⑵　公共収益 ⑶　資本収益（残高）	総収益 ＝外部へ引き渡した物財価値（＋）

（出所：S.13）

に使っても差し支えないことを意味する。なぜなら，財貨所得面に対して，総収益（積極的）および前給付原価（消極的）の概念が使われるからである。

しかしながら，経営創造価値の貨幣所得面，もしくは用語の特殊な意味における創造価値に関しては，はじめから，別のことを考えなければならない。すなわち，（産出した貨幣所得としての）創造価値は，経営の直接的活動者であるさまざまな社会関係者（Sozialpartner）に役立つという事実を考えなければならない。そして，この社会関係者とは，⑴最広義の経営従業員（betliebliche Belegschaft），⑵財務官庁によって代表される，同様に最広義の国家（Staat），および⑶資本供与者もしくは資本利害関係者である（S.12-13）。

これらの事実から，産出貨幣所得としての創造価値は，最終的に，貨幣所得者として関与した社会関係者に対して，収益の性格をもつ３つの部分に分かれる。すなわち，⑴労働収益（Arbeitserträgen）（従業員の分配分，主要な額は賃金給料），⑵公共収益（Gemeinerträgen）（公共の分配分，とりわけ税金），および⑶資本収益（Kapitalerträgen）（全体として残高の性格をもつ，資本供与者に帰属する額）である。そこで，このような事情から，創造価値の貨幣所得面に対して，次の等式が成り立つ（S.13）。

産出貨幣所得＝労働収益＋公共収益
＋資本収益

そして，以上の創造価値思考の基礎的な考え方を要約すると，図表１のようになる。

Ⅲ　創造価値計算

１　創造価値計算の原理

前述したように，創造価値は，純粋な価値計算システムたる簿記の枠内において算定される。それはさらに，簿記の結果たる損益計算書に基づいて算定されることになる。そこで，レーマンはまず，通常の損益計算書を図表２のように示す。

この損益計算書に基づいて創造価値計算を行うのであるが，それに先立って，レーマンはそのための基本的考え方を次のように指摘している（SS.15-16）。

⑴　創造価値計算を展開する場合に，営業外および臨時損益項目を除外しなければならない。

⑵　創造価値計算を特徴づけているものは，その目的に沿って形成された計算項目グループである。そこでまず，総収益，前給付原価および創造価値の諸項目を，前述した図表１に対応して整然と区別して理解しなければならない。

⑶　さらに，後述する創造価値計算の借方側

図表２　通常の損益計算書

原材料費	571,795	主要売上	1,559,011
補助材料，燃料，動力費	489,419	副売上	325,408
賃金給料	223,955	製品在高の増加	696
法的社会費	23,536	設備の自家製造	46,679
任意社会費	46,474	営業外・臨時収益	564
従業員に対するその他手当	46,925		
減価償却費	83,065		
他人資本利子	19,853		
外部労務費	52,019		
外部修繕費	73,935		
保険料	1,667		
運送費	10,889		
仲介手数料	20,170		
その他の外部用役費	41,662		
取引税，他の営業税・公課等	56,053		
財産税	4,186		
緊急援助費	17,218		
法人税	69,111		
リスク損失	12,313		
営業外・臨時費用	1,414		
年度貸借対照表利益	66,699		
	1,932,358		1,932,358

（出所：S.14）

に関して，原価計算目的から原価を区別する場合，それは次の７つの原価種類グループに区別される。すなわち，①材料費，②労務費，③減価償却費，④利子費，⑤外部用役費，⑥共同体費もしくは外部負担費，および⑦リスク費である。

そしてさらに，これらの項目は，前給付原価に属するものと，創造価値の項目グループに属するものに分けられる。前者に属するものは，①材料費，③減価償却費，⑤外部用役費，および⑦リスク費である。これに対して，後者の属するものは，②労務費，⑥共同体費，および④利子費である。

創造価値に属するこれら３つの項目は，創造価値計算では原価もしくは費用の性格ではなく，図表１で示したように，収益の性格をもつものと考えられる。さらに，創造価値計算においては，計算利子（利子費）は，少なくとも原則として次のように考えられる。すなわち，それは原価計算的意味で創造価値に入れられるのではなく，経営が稼得し，そして計算技術的に全体としてみると，残高的性格をもつ資本収益に入れられる。さらにまた，創造価値計算におけるこの経営資本収益は，外部の資本供与者のための資本収益分（外部資本利子）と自己資本に帰属する割当て分（残額）に分割することができる（SS.16-17）。

以上のことを前提として基本的な創造価値計算書を作成すると，図表３のようになる。ここで，レーマンは，創造価値計算書を創造価値計算としての経営成果計算（上段）と総成果計算（下段）に分けており，これが彼の創造価値計

図表３　基本的な創造価値計算書

創造価値計算としての経営成果計算					
前給付原価：			総収益：		
(1)　原材料	571,795		主要売上	1,559,011	
補助材料，燃料，動力費	489,419	1,061,214	副売上	325,408	1,884,419
(3)　減価償却費		83,065	製品在高の増加		696
(5)　外部労務費	52,019		設備の自家製造		46,679
外部修繕費	73,935			合　計：	1,931,794
保険料	1,667				
運送費	10,889				
仲介手数料	20,170				
その他の外部用役費	41,662	200,342			
(7)　リスク損失		12,313			
	合　計：	1,356,934			
創造価値：					
(2)　賃金給料	223,955				
法的社会費	23,536				
任意社会費	46,474				
従業員に対するその他手当	46,925	340,890			
(6)　取引税，他の営業税・公課等	56,053				
財産税	4,186				
緊急援助費	17,218				
法人税	69,111	146,568			
(4)　他人資本利子	19,853				
経営投下自己資本収益（残高）	67,549	87,402			
	合　計：	574,860			
		1,931,794			1,931,794
総　成　果　計　算					
営業外・臨時費用		1,414	経営投下自己資本収益		67,549
年度貸借対照表利益		66,699	営業外・臨時収益		564
		68,113			68,113

（出所：SS.18-19）

算書の特徴である。なお，創造価値計算書の借方側の（　）内の数字は，上述した７つの原価種類グループの番号を示している。

2　狭義の経営と割引計算

以上が創造価値計算の基本的原理であるが，レーマンはさらに創造価値計算を厳格化していく。そのために彼は，企業経営を３つの形態に分類する。それは，(1)全体としての経営，(2)広義の経営，および(3)狭義の経営であり，次のように説明する（SS.20-21）。

(1)　全体としての経営ないし全経営体は，第一次的な（primär）財務経済的企業，および第一次的な生産経済的経営を包含するものである。

(2)　広義の経営は，特に原価計算上の経営概念に適合するような（工業の）経営経済の部分的領域を意味する。この場合もちろ

図表４　創造価値計算における割引の取り扱い

創造価値計算としての経営成果計算					
前給付原価：			総収益：		
すべての種類の原材料費	1,061,214		総　売　上	1,884,419	
－仕入割引（3%）	31,836		－売上割引（3%）	56,533	
純粋生産経済的材料費	1,029,378	1,029,378	純粋生産経済的売上	1,827,886	1,827,886
その他の前給付原価		295,720	その他の収益		47,375
	計：	1,325,098		計：	1,875,261
創造価値：					
労働収益		340,890			
公共収益		146,568			
資本収益					
＝純生産経済的投下資本収益		62,705			
	計：	550,163			
		1,875,261			1,875,261
総　成　果　計　算					
仕入割引（調整額）		31,836	純生産経済的投下資本収益		62,705
得意先の割引控除		18,844	売上割引（調整額）		56,533
割引控除額を加減した他人資本利子		11,622	仕入先による割引控除		10,613
営業外・臨時費用		1,414	営業外・臨時収益		564
年度貸借対照表利益		66,699			
		130,415			130,415

（出所：S.37）

ん，それは本来の生産活動を前面に考えるが，同時に得意先および仕入先との信用経済関係，すなわち何らかの財務経済的性質のものを包含するものである。

(3)　狭義の経営は，純粋な形式における工業活動の生産経済に注目する場合に考えられるものである。それは同時に，仕入先および得意先との信用経済関係も，すでに財務経済的なものとして思考上排除することを意味する。

そしてレーマンは，この狭義の経営が経営の給付値としての創造価値を論じる場合に実際上重要であるとする。彼によれば，狭義の経営が，国民経済の財貨所得および貨幣所得に対する貢献分としての創造価値の産出場所もしくは産出領域を形成する，工業経営経済の領域を事実として表す。なぜなら，工業経営をこのように狭く解釈することは，創造価値計算の形成にとって重要な意義をもつからである（S.21）。

創造価値計算が狭義の経営（工業経営）に関する計算領域であるということは，レーマンによれば，財務経済的性質のすべてのもの，より正確にいうと，仕入および売上の信用経済関係に関するすべてのものが除去されなければならないことを意味する。そして，この要求を実現するにあたって生じる問題は，割引計算（Skont-Verrechnung）の問題であり，仕入先に対する仕入割引および得意先による売上割引を創造価値計算から除かなければならないということである（S.35）。

さらに，信用取引の中に利子要素が含まれていることも考慮する必要がある。狭義の経営計算からすれば，掛取引において，仕入価格および売上価格に含まれる利子要素も，その取引価

格から控除して計算しなければならない。

これらの考えに基づいて割引を考慮した創造価値計算を行うと，図表4のようになる。その場合，図表における各数字は，図表3の数字を基にしている。また，仕入割引および売上割引の割引率は，仕入高および売上高のそれぞれ3%を仮定しており，掛取引において，仕入価格および売上価格に含まれる利子は1%を仮定している(2)。

Ⅳ　創造価値計算の評価問題

1　特別な評価による創造価値計算

経営者が行うべきすべての計算の場合と同様に，創造価値計算においても，最後に評価問題が出てくる。レーマンは，この評価問題をまず創造価値計算書の借方側から考察する。その場合，彼によれば，創造価値計算は，原価計算ないしそれに役立つ経営簿記と同様に，実際の時価（wirklichen Tageswert）を評価基準とする計算であることから出発しなければならない。それゆえ，創造価値計算としての経営成果計算の借方側を問題とする限り，原則として，原価計算に対してと同様の評価計算（時価評価）を考えることになる（S.40）。

これに基づいて，減価償却費とリスク費は次のように評価変更される。

	簿記上	原価計算上
減価償却費	83,065DM	95,094DM
リスク費	12,313DM	9,200DM

さらに，創造価値計算それ自体には必ずしも必要としない追加的な計算項目，すなわち原価計算上の計算利子項目（67,500＝900,000×7.5%）が創造価値計算に入れられる。

他方，創造価値計算書の貸方側においても，借方側と同様の評価問題が生じる。それは，製品在高の増加，設備および他のすべての経営内部給付の自家製造の場合である。これに関しても，営業簿記の簿記的価値と，それに実際に対応する経営価値とを区別しなければならない。この場合，レーマンは，経営価値を，原則として経営原価計算，もしくは原価計算的経済計算に役立つ原価負担者の計算に対応する価値として考えている。

したがって，彼は，創造価値計算の貸方側の価値に関して，原価計算上の価値について述べ，ただ製品在高の増加が評価変更を必要とし，この計算項目が創造価値計算において800マルクであると仮定している。そして，実際には，その他の項目の場合にもこのような意味での評価変更をしばしば行わなければならないとする（S.42）。

これに基づいて特別な評価による創造価値計算を示すと，図表5のようになる(3)。

2　特別な評価による実体資本貸借対照表

企業は経営の状況を把握する必要があり，経営の生産性を分析する必要がある。レーマンはこの分析の指標として，労働生産性および資本生産性を重視する。これらは次のように算定される。（S.43）

労働生産性＝創造価値／労働力

資本生産性＝創造価値／資本

これらのうち，資本生産性における資本は，当然，貸借対照表から導き出される。そして，その場合の貸借対照表は前述の狭義の経営思考に基づいたものでなければならず，それゆえ，前項の特別な評価（時価評価）による創造価値計算に対応する特別な評価（時価評価）による貸借対照表でなければならない。それは，特殊生産単位として稼働する物的価値（sachlichen Werte）の全体に対する抽象的な表現であると推論すべきであり，この資本の大きさは実体資本（Sachkapital）と呼ばれる。彼は，この実体資本をもつ貸借対照表を実体資本貸借対照表（Sachkapital-Bilanzen）と呼んでいる（S.50）(4)。

実体資本貸借対照表は全体として貸借対照表

図表５　特別な評価による創造価値計算

創造価値計算としての経営成果計算					
前給付原価：			総収益：		
(1)　すべての種類の原材料費	1,061,214		総　売　上	1,884,419	
－仕入割引	31,836	1,029,378	－売上割引	56,533	1,827,886
(3)　（原価計算的）減価償却費		95,094	（原価計算的）製品在高増加		800
(5)　外部用役費		200,342	設備の自家製造高		46,679
(7)　（原価計算的）リスク費		9,200			
	計：	1,334,014		計：	1,875,365
創造価値（積極項目）：			創造価値（消極項目）：		
(2)　労働収益		340,890	資本収益：		
(6)　公共収益		146,568	（原価計算的）計算利子超過		13,607
(4)　資本収益：（原価計算的）					
＝ 900,000DM × 7.5%		67,500			
	計：	554,958		計：	13,607
		1,888,972			1,888,972
総　成　果　計　算					
（簿記的）減価償却費	83,065		（原価計算的）減価償却費	95,094	
（簿記的）リスク費	12,313	95,378	（原価計算的）リスク費	9,200	104,294
（原価計算的）計算利子超過		13,607	（原価計算的）計算利子		67,500
（原価計算的）製品在高増加		800	（簿記的）製品在高増加		696
仕入割引（調整額）		31,836	売上割引（調整額）		56,533
得意先の割引控除		18,844	仕入先による割引控除		10,613
割引控除額を加減した他人資本利子		11,622	営業外・臨時収益		564
営業外・臨時費用		1,414			
年度貸借対照表利益		66,699			
		240,200			240,200

（出所：S.41）

日の時価で評価されるが，個々の具体的な評価は，次のように行われる。すなわち，種々の評価財（設備，原材料，保持材料，燃料）に対しては，調達原価価値（Beschaffungskostenwerten）の意味での原価価値，収益財（製品，経営内部給付品）に対しては，製造価値原価（Herstellkostenwerten）で評価する。これは，原価計算的性格の評価計算である（S.56）。

これらの考えに基づいて特別な評価（時価評価）による実体資本貸借対照表を作成すると，図表６のようになる。

この図表６は上掲の図表５と連動していることが仮定されている。具体的に連動しているのは，実体資本の 900,000 マルクおよび年度貸借対照表利益の 66,699 マルクである。そのほかの数字は，任意に仮定されたものである（S.56）[(5)]。

3　創造価値計算における貨幣価値の考慮

創造価値計算の評価問題を考察する場合，考慮すべきもう１つの問題がある。それは市場価格と貨幣価値の区別の問題である。

すべての価値量は２つの要素をもつ次の「価値等式」によって決定される。

価値＝数量×価格

すなわち，１つは数量要素（Mengen-Faktor）であり，他は価格要素（Preis-Faktor）である。

図表6　特別な評価による実体資本貸借対照表

実体資本貸借対照表をとしての経営貸借対照表			
設備：原価計算的新価値	650,000	設備修正：原価計算的価値	150,000
原材料，補助材料，燃料：原価計算的価値	180,000	延期された修繕，保証義務等の引当金	70,000
製品：原価計算的価値	240,000	実体資本	900,000
経営に必要な支払手段	50,000		
	1,120,000		1,120,000

総貸借対照表				
実体資本	900,000	設備：原価計算的新価値	650,000	
設備：簿記的価値	420,000	－設備修正：原価計算的価値	150,000	500,000
原材料，補助材料，燃料：簿記的価値	160,000	原材料，補助材料，燃料：原価計算的価値		180,000
製品：簿記的価値	190,000	製品：原価計算的価値		240,000
売掛金	450,000	資本金		800,000
投資および有価証券	150,000	引当金		80,000
経営に必要ない支払手段：自由処分可能現金	157,699	借入金		300,000
		買掛金		250,000
		繰越利益		11,000
		年度貸借対照表利益		66,699
	2,427,699			2,427,699

（出所：S.57）

したがって，レーマンによれば，一般的な数学の公式から，創造価値に対して次の式を立てることができる。

創造価値＝f（総収益財数量／前給付財数量，総収益財価格／前給付財価格）

その場合，この関数式の最初の商（数量要素）は，創造価値思考の意味におけるいわゆる技術効率（Technischen Wirkungen）に対応し，第2の商（価格要素）は，同じ思考上の意味における市場効率（Marktlichen Wirkungen）の概念に対応する。

それゆえ，創造価値の決定要素（Bestimmungsgründe）内で，まず第1に，数量要素と価格要素を区別しなければならない。そして，後者を問題とする限り，さらに次のように区別しなければならない。その1つは，個別財市場における特殊な需給関係，すなわち，ここで単に（特殊）市場要素（Markt-Faktoren）と呼ばれる決定要素であり，他の1つは，一般的な決定要素，すなわち，（卸売指数，小売指数，生計指数，あるいは，時には一定の外国為替相場で測定された）一般物価水準ないし一般物価水準の相関価値である，いわゆる貨幣価値（Geltwert）である（S.84）。

したがって，創造価値の決定要素として，実際には，次の3種の要素，もしくは影響要因を区別しなければならない。すなわち，⑴数量要素，⑵市場要素，および⑶貨幣価値要素である。これらの要素のうち，最初の2種類に対して，個々の経営はある程度積極的に関係する。すなわち，経営は，その性質から，これらの影響要因を有利に作用するように努力する。それゆえ，創造価値計算の理念において，これらの要素は実際にこの計算の成果の額において同時に作用しなければならない。

これに対して，経営は貨幣価値要素には消極的な態度をとる。あるいは，経営はこの要素を所与のものとして受け入れざるをえない。それゆえ，時間の経過において常に生じる貨幣価値

の差異，つまり貨幣価値変動を調整するために，どの程度まで創造価値計算の結果，もしくはその補助数値（労務支払，実質資本，資本集約度）を修正する必要があるか，という問題が提起されなければならない（SS.84-85）。

しかし，この問題は非常に簡単に答えられ，さらに次の意味で答えられる。

⑴ 創造価値計算の結果が相対数（徐数，割合）である限り，そしてその計算の場合，もっぱら価値量だけが役割を果たす限り，一般に，貨幣価値の修正を必要としない。

⑵ 絶対数としての創造価値額の場合，貨幣価値の修正は絶対に必要である。

この修正を行うために，次の方法がとられる。すなわち，まず一般物価水準（＝貨幣価値の相関価値）を把握するために，もっとも代表的と思われる価格指数（例えば，生計指数または一定の為替相場）を選び出し，そして，最初の計算期間（基準年度）の平均指数を 1 とおく。次に，創造価値を把握しようとするその他の期間の対応する指数（Positionen）を，基準価値としての基準期間の価格指数と関係させると，その他の年度（インフレーションの場合）に対して，1.1; 1.25; 1.35 等の数字を得る。これらの数字によって，最初に計算した創造価値額を除すと，必要な貨幣価値の修正が行われる。

例えば，次の成果があるとする。

修正なしの創造価値（単位 1,000 マルク）

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
500	600	700	800

そして，上記の数値例のような貨幣価値変動があるとすると，次のような結果が得られる。

修正ありの創造価値（単位 1,000 マルク）

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
500	545	560	593

このことから，レーマンによれば，上述した成果の修正が非常に重要であることがわかる。なぜなら，修正していない創造価値計算によると，経営給付（＝国民所得に対する貢献分）は 1 年目から 4 年目までに 60％増加しているけれども，実際には，すなわち貨幣価値変動を考慮すると，18.6％しか増加していないことがわかるからである（SS.85-86）。

Ⅴ　産出創造価値と実現創造価値

創造価値計算の形成および遂行に関するその他の問題として，レーマンによれば，産出創造価値と実現創造価値の区別の問題がある。

前述したように，創造価値は，全体としての国民経済のために経営によって産出された財貨所得および貨幣所得と解されてきた。そして，創造価値のこの意味は，確かに多くの場合において決定的に重要である。それゆえ，特に断らない限り，創造価値はこの意味で考えられる。しかし，それに加えて，創造価値を，なお他の第 2 の意味で述べることができる。それゆえ，産出した財貨所得および貨幣所得の意味における創造価値は，誤解のおそれがある場合には，産出創造価値（erzeugte Wertschöpfung）と呼ばなければならない。

そこで，多くの目的のために，産出創造価値の概念以外に，これから述べる実現創造価値（realisierte Wertschöpfung）の概念もさらに使用しなければならない。この必要性は，ある計算期間において，製造在高が変動する場合に常に生じる。なぜならば，製品在高が増加する場合，この増加分はまだ実現していない，したがって，経営ないし企業自体によって，資本の追加投資を通じて受け入れられなければならない所得産出が存在するからである。

これに対して，製品在高が減少する場合，当該計算期間において，実現所得は産出所得よりも製品在高の減少分だけ大きくなり，その結果，製品在高の減少に対応して資本の流動化（Freisetzung von Kapital）が生じる（SS.79-80）。

したがって，これまでもっぱら考察した産出創造価値と，いま追加的に考慮している実現創造価値の間には，明らかに認識しうる差異が存

図表７　産出創造価値と実現創造価値が一致しない場合「A」

創造価値計算としての経営成果計算					
前給付原価：			総　収　益：		
材　料　費		1,000,000	売上＝売上製品	1,925,000	
その他の前給付原価		300,000	＋製品在高の増加	75,000	2,000,000
	計：	1,300,000	その他の総収益		100,000
創造価値				計：	2,100,000
労働収益		550,000			
公共収益		170,000			
資本収益		80,000			
	計：	800,000			
		2,100,000			2,100,000

（出所：S.81）

図表８　産出創造価値と実現創造価値が一致しない場合「B」

創造価値計算としての経営成果計算					
前給付原価：			総　収　益：		
材　料　費		850,000	売上＝売上製品	1875,000	
その他の前給付原価		250,000	－製品在高の減少	75,000	1,800,000
	計：	1,100,000	その他の総収益		100,000
創造価値				計：	1,900,000
労働収益		520,000			
公共収益		190,000			
資本収益		90,000			
	計：	800,000			
		1,900,000			1,900,000

（出所：S.81）

在する。すなわち，このことは，次の等式によって明らかにすることができる（S.80）。

実現創造価値＝産出創造価値－製品在高増加分，ないし＋製品在高減少分

産出創造価値と実現創造価値が一致しない場合を例示すると，図表7および8のようになる。

レーマンによれば，これらの図表から次のようにいうことができる。すなわち，実現創造価値の財貨所得面の計算に関しては，原則として，上で立てた（実現創造価値の）等式について，より詳細に論じる必要はない。すなわち，実現財貨所得としての実現創造価値に関して，「A」の場合（図表７＝製品在高の増加）には，（2,100,000－1,300,000）－75,000＝800,000－75,000＝725,000 マルクとなり，「B」の場合（図表８＝製品在高の減少）には，（1,900,000－1,100,000）＋75,000＝800,000＋75,000＝875,000 マルクとなる。

また，実現創造価値の貨幣所得面に関しても，あまり説明しなくてもよい。なぜなら，貨幣所得面はいわば創造価値の財貨所得面の鏡像（Spiegelbild）であるので，必然的に，実現貨幣所得としての実現創造価値と実現財貨所得としての実現創造価値は，同じ額になるからである。すなわち，「A」の場合（図表7）には

725,000 マルクとなり，「B」の場合（図表 8）には 875,000 マルクとなる（S.82）。

しかし，実現貨幣所得としての実現創造価値に注目すると，さらに次のことを明らかにしなければならない。すなわち，貨幣所得としての創造価値内においては，産出創造価値と実現創造価値との差異は，きわめて明確に現れるということ，そして，この差異を計算しなければならないのは，特に資本収益であるということを明らかにしなければならない。なぜなら，前述したように，製品在高の増加は追加的な資本投下を必要とし，他方，その減少は資本を流動化するからである。

したがって，実現した資本収益は，次のように評価しなければならない。

「A」の場合（図表 7）：

80,000－75,000＝5,000 マルク

「B」の場合（図表 8）：

90,000＋75,000＝165,000 マルク

とりわけ，実際には，「B」の場合が重要である。なぜなら，このことから，製品在高の増加の場合よりも製品在高の減少の場合に，経営上の理由からではなく純粋に財務上の理由から，経営がどれほどの創造価値部分を分配できるかが，明確にわかるからである（S.82）。

Ⅵ　むすびに代えて

以上本稿では，レーマンの所論を中心として，付加価値会計（創造価値会計）の基礎的な理論を展開した。前述したように，本稿においてこれを論じたのは，彼の所論の中に付加価値会計の問題点と解決すべき課題が，ほとんどすべて含まれていると思われるからである。そこで最後に，むすびに代えて，付加価値会計の問題点および課題等を，レーマンの理論と対比しながら，以下で述べていきたい。

ここで述べる付加価値会計の問題点および課題等は，次のとおりである。

⑴　付加価値計算は控除法か加算法か

⑵　付加価値は純付加価値か粗付加価値か

⑶　販売費および一般管理費，営業外費用および営業外収益をどのように取り扱うべきか

⑷　付加価値は産出付加価値か実現付加価値か，その計算は生産高基準か売上高基準か

⑸　付加価値の分配問題に関して，それは労働収益，公共収益および資本収益のみか

⑹　付加価値会計は本来時価会計か，その場合，時価計算をどのように行うべきか

そして最後に，レーマンは明言していないが，現代付加価値会計論を論じるために，⑺付加価値会計と会計主体論，⑻企業の社会的責任と付加価値会計，⑼付加価値会計と複式簿記，および⑽付加価値会計と非財務情報との関係を若干述べてみたい。

⑴前述したように，レーマンは付加価値の算定を 2 つの側面から捉えている。その 1 つは付加価値の産出面に主眼をおき，「付加価値＝総収益－前給付原価」とする。そして，他の 1 つは付加価値の分配面に主眼をおき，「付加価値＝労働収益＋公共収益＋資本収益」としている。前者の算定方法は「控除法」と呼ばれており，後者は「加算法」と呼ばれている。

控除法は付加価値の産出過程に基礎をおき，加算法は産出された付加価値の分配面に基礎をおくものである。理論的には控除法が正しいが，その代わりに，加算法は簡明である。したがって，企業が付加価値を実践するには，当然，控除法によらなければならないが，事後分析を主眼とする諸統計では一般に加算法をとることになるといわれている（青木［1977］112 頁）。

計算構造上，両者は当然一致するが，付加価値会計の目的として，さらにいうならば，株主のみならず，さまざまな利害関係者（ステークホルダー）に対する報告を重視する現代会計からすれば，付加価値会計の主体がどちらにあるのかを，改めて検討しなければならない。

⑵付加価値会計において，その付加価値は純

付加価値か粗付加価値かという重大な問題がある。その問題は，付加価値に減価償却費を含めるべきか，それとも含めるべきではないのか，というものである。減価償却費を前給付原価とし，付加価値に含めないのが「純付加価値」であり，減価償却費を付加価値に含めるのが「粗付加価値」である。

前述したように，レーマンは創造価値計算の借方側に関して，前給付原価および創造価値の諸項目を７つの原価種類グループに区別する。すなわち，①材料費，②労務費，③減価償却費，④利子費，⑤外部用役費，⑥共同体費もしくは外部負担費，および⑦リスク費である。　そしてさらに，これらの項目は，前給付原価に属するものと，創造価値の項目グループに属するものに分けられる。前者に属するものは，①材料費，③減価償却費，⑤外部用役費，および⑦リスク費である。これに対して，後者の属するものは，②労務費，⑥共同体費，および④利子費である（Lehmann［1954］S.16）。

このように，レーマンは減価償却費を前給付原価に属せしめ，純付加価値の立場をとる。周知のように，減価償却費は適正な期間損益を算定するために，固定資産の取得原価をその耐用期間にわたって一定の方法で配分する手続である。他方，この減価償却費を含んだ価格で製品や商品が販売されるところから，減価償却費によって当該固定資産に投下された資金が回収されて企業内部に留保されることになる。

減価償却費を費用の期間配分の過程とみる前者の立場に立てば，減価償却費は前給付原価であって付加価値を構成しない。しかし，減価償却費を自己金融の手段とみる後者の見解によれば，減価償却費は投下資金の回収過程であって利益と何ら異ならず，減価償却費は付加価値を構成することになる。

減価償却を費用の期間配分の過程とみる今日の会計理論の立場からすれば，純付加価値が理論的にみて妥当な見解といえる。しかし，減価償却費の計上が多分に企業の決算政策によって影響を受ける現状では，これを前給付原価とすることにはその算定に対する信頼性の点からも問題があり，特に付加価値を労使間の成果配分の資料として利用する場合や経営管理に利用する場合には，実務上純付加価値に代えて粗付加価値を利用することが多い（青木・山上・小川［1981］84 頁）。

このように，減価償却費は付加価値計算において２つの側面を有している。それゆえ，付加価値は純付加価値か粗付加価値かを理論上および実践上の視点から，改めて考察する必要がある。

⑶販売費および一般管理費，営業外費用よび営業外収益をどのように取り扱うべきか，すなわち，前給付原価および付加価値をどの範囲まで認めるかが，付加価値会計において重要となる。これに関して，レーマンは，減価償却費を含めた販売費および一般管理費のほとんどを前給付原価として計上し，営業外・臨時費用および営業外・臨時収益を創造価値計算から除外し，総成果計算に含めている。したがって，営業外・臨時費用および営業外・臨時収益を前給付原価にも付加価値にも含めていない。

そして，付加価値（創造価値）は労働収益，公共収益および資本収益から構成され，これらはさらに，次のような項目が含まれる。すなわち，労働収益には，賃金給料，法的社会費，任意社会費，および従業員に対するその他の手当が含まれ，公共収益には，取引税，他の営業税・公課等，緊急援助費，および法人税が含まれ，資本収益には，他人資本利子および経営投下自己資本収益が含まれる（図表３，Lehmann［1954］SS.18-19）。

しかし，これらの取扱いは大雑把すぎ，さらに詳細に検討する必要がある。まず，販売費および一般管理費に関して，前給付原価は，外部購入価値とも呼ばれ，企業の営業活動，すなわち仕入・生産・販売の諸活動において，新しい

価値を算出するために犠牲に供せられた外部からの財貨・サービスの購入価値である。したがって，これらの諸項目は厚生費を除き，すべて前給付原価として理解されなければならない。もっとも，付加価値は生産活動から産出されたものであり，販売費および一般管理費項目は前給付原価とはならないとの見解もある（青木［1977］118頁）。

営業外費用としての支払利子要素は，純利益と同じく，資本利子的性格をもつものとして，付加価値の構成要素となることについては，問題はない。レーマンもこのことを述べている。しかし，これと関連して，一般に受取利子的性格の強い営業外収益の扱いが問題となる。付加価値が営業活動から創出されるものであるからには，営業外収益を付加価値中に含ませることは適当ではなく，営業外費用の控除項目と考えるのが妥当であるとする見解がある（青木［1977］120頁）。

これに対して，別の見解がある。すなわち，営業外収益を加算する主張は，それが当該企業の企業活動から生まれたものであるから付加価値とするのであり，現在の企業会計上妥当な考え方といえる。他方，営業外収益を除外する主張は，それが当該企業の経営本来の活動の成果を示すものではなく，そして，企業外への投資活動の結果得られる営業外収益は，そのほとんどが資本の貢献によるものであるから，付加価値に含めてはならないとするものである（中原［1985］39頁）。

なお，営業外費用としての創立費償却，開業費償却，有価証券売却損，有価証券評価損等は，いずれも仕入・生産・販売活動より生じる産出価値に無関係のものであり，前給付原価とは認めがたい。それがまた，社会会計上の付加価値観と一致することにもなるといわれる（青木［1977］122頁）。これは貸倒引当金繰入額も同様であるとされるが，これらが付加価値構成項目に属するのか，レーマンがいうように，付加価値計算から除外して総経営計算に属するのかが，問題となる。

固定資産の売却損益，災害による損失などの臨時損益項目は，期間外損益であるところから，付加価値を生産性分析の尺度として利用する立場から，これらの項目を付加価値に参入すべきではないという見解がみられる。しかし，付加価値を企業政策の適正な配分の資料として利用する場合には，こうした項目も付加価値に参入すべきとの見解もある（青木・小川・山上［1981］85頁）。

以上のように，販売費および一般管理費，営業外費用よび営業外収益をどのように取り扱うべきかという問題に関して，異なった見解があり，やはり付加価値会計において再検討すべき課題である(6)。

⑷付加価値は産出付加価値か実現付加価値か，そして，その計算は生産高基準か売上高基準かという問題は，付加価値会計の基本的な問題であり，付加価値の本質に関わる問題である。

前述したように，創造価値は，全体としての国民経済のために経営によって産出された財貨所得および貨幣所得と解されてきており，レーマンはこれを産出創造価値と呼んでいる。そして，これに対立する概念として実現創造価値の概念をおき，その必要性は，ある計算期間において，製造在高が変動する場合に常に生じるとする。

なぜならば，製品在高が増加する場合，この増加分はまだ実現しておらず，したがって経営ないし企業自体によって，資本の追加投資を通じて受け入れられなければならない所得産出が存在するからである。これに対して，製品在高が減少する場合，当該計算期間において，実現所得は産出所得よりも製品在高の減少分だけ大きくなり，その結果，製品在高の減少に対応して資本の流動化が生じるからである。

産出創造価値と実現創造価値の間には，明らかに認識しうる差異が存在し，それは，次の等

式によって明らかにすることができる（Lehmann［1954］S.80）。

実現創造価値＝産出創造価値－製品在高増加分，ないし＋製品在高減少分

創造価値は元来，国民経済に対して企業自体が生産によって新たに創出した価値であり，物的概念を価値的に表現したものである。したがって，創造価値はもともと産出創造価値であり，前給付原価を控除する創造価値計算の収益認識基準は，生産高基準であるということができる。これに対して，実現創造価値は実現した売上高と結びつき，創造価値計算の収益認識基準は，売上高基準であるということになる。

付加価値の算出にあたって控除法を採用した場合，前給付原価を生産高あるいは売上高のいずれから控除すべきかが，改めて問題となる。これは，付加価値の計算に際して，産出創造価値を採用すべきか，それとも実現創造価値を採用すべきかの問題である。

その場合，付加価値は資本と労働の共同の所産であり，販売は単にそれを実現するための手段に過ぎないという理由から，一般には，生産高が基準とされる。こうした見解に対して，生産高を基準とすれば，期末在庫が増加した場合に付加価値の一部が未実現となり，この未実現部分を付加価値に基づいて労働への分配を行うときには，運転資本を減少させることになるとの理由から，売上高を基準とすべきであるとの主張もみられる（青木・小川・山上［1981］83頁）。レーマンの所説はこの見解に近いと思われる。

したがって，付加価値を算出するにあたって，産出創造価値・産出高基準を採用すべきか，それとも実現創造価値・売上高基準を採用すべきかを，改めて検討する必要がある。

⑸レーマンは付加価値の分配問題に関して，産出した貨幣所得としての創造価値は，経営の直接的活動者であるさまざまな社会関係者に役立つという事実を考えなければならないとする。そして，この社会関係者とは，①最広義の経営従業員，②財務官庁によって代表される，同様に最広義の国家，および③資本供与者もしくは資本利害関係者である。

これらの事実から，産出貨幣所得としての創造価値は，最終的に，貨幣所得者として関与した社会関係者に対して，収益の性格をもつ３つの部分に分かれる。すなわち，①労働収益（従業員の分配分，主要な額は賃金給料），②公共収益（公共の分配分，とりわけ税金），および③資本収益（全体として残高の性格をもつ，資本供与者に帰属する額）である。そこで，このような事情から，創造価値の貨幣所得面に対して，次の等式が成り立つとする（Lehmann［1954］SS.12-13）。

産出貨幣所得＝労働収益＋公共収益＋資本収益

ここでの問題は，付加価値の分配に関して，それは労働収益，公共収益および資本収益のみかというものである。これは，分配対象としての社会関係者，つまり利害関係者（ステークホルダー）は誰かという問題である。これについて，現代企業の利害関係者は企業規模の増加および社会環境の変化に伴い，拡大しつつある。

今日の大規模な株式会社における利害関係者としては，株主や債権者のほか，従業員，仕入先，国・地方公共団体，消費者および地域社会などを挙げることができ，それぞれ次に示すような利害関係を企業に対してもつにいたっている（青木・小川・山上［1981］75-76頁）。

① 株主：配当金，株価および残余財産の分配
② 債権者：融通した金融機関は債権の返済能力，また社債権者は元本の償還および社債利子の支払能力
③ 従業員：賃金・給料，賞与，退職金，企業年金，福利対策，労働条件
④ 仕入先：商品，原材料などの代金支払能

力

⑤　国・地方公共団体：国税・地方税の徴収，補助金の交付や使途

⑥　消費者：製品の価格や各種サービス料金の妥当性

⑦　地域住民：公害対策や地域社会への奉仕

これらのうち，③は労働収益であり，⑥は公共収益であり，①と②は資本収益に該当するが，他はそれには該当しない。例えば，⑦は「社会収益」とでもいえるものであり，そのほかに自然環境への配慮のような分配問題があるかもしれない。そこで改めて，付加価値の分配問題を厳密に検討する必要がある。

⑹付加価値会計は元来時価会計がふさわしいのか，もしそうであれば，時価会計をどのように行うべきかという問題がある。前述したように，レーマンは，創造価値計算は，原価計算ないしそれに役立つ経営簿記と同様に，実際の時価を評価基準とする計算であることから出発しなければならないとする。そして，これに基づいて，時価評価による創造価値計算および時価評価による実体資本貸借対照表を示している。そしてさらに，個別価格変動と貨幣価値変動（一般物価変動）を区別し，特に貨幣価値変動を考慮しなければならないとしている。

周知のように，付加価値はもともと，社会的・経済的概念として，国民経済の再生産や一国の国民所得を論ずるにあたって考え出された概念であり，国民純生産の計算や国民所得の計算領域において利用されてきたものである。すなわち，付加価値は新たに国民経済に対して創出・付加された価値をいい，それは，国民生産から中間生産物（材料など）および資本減耗（減価償却費）を控除して計算され，賃金と利潤（これは，さらに利子・地代や利益などに分かれる）から構成される（山上［1984］106-107 頁）。

この国民所得計算は元来時価によって計算されるものであり，その意味では，国民経済・所得計算を基礎とする付加価値会計は，時価会計がふさわしいということになる。そして，この時価の中には個別価格変動分と一般物価変動分が混在しているので，これらを区別しようとするレーマンの主張は，当を得たものであるということができる。

問題は，その論拠および論理は何であり，さらにいうならば，個別物価変動および一般物価変動の付加価値会計における本質は何かということである。これは付加価値会計に特有の問題ではなく，会計理論の構造論的問題である。レーマンはこれを厳密に論じていないので，それを改めて考察する必要があるのである。

以上がレーマンの言及した付加価値会計論（創造価値会計論）の問題点および課題であるが，これ以外にも付加価値会計論の解決すべき問題点および課題がいくつか存在している。そこで最後に，レーマンは明言していないが，現代付加価値会計論を論じるために，⑺付加価値会計と会計主体論，⑻企業の社会的責任と付加価値会計，⑼付加価値会計と複式簿記，および⑽付加価値会計と非財務情報との関係を若干述べてみたい。

⑺会計主体論とは，誰のために会計を行うのかという理論であり，所有主理論，企業実体理論および企業体理論に大別される。所有主理論は会計を所有主のために行うという理論であり，企業実体理論は会計を企業それ自体のために行うという理論である。

これに対して，企業体理論によると，企業は株主・債権者のみではなく，従業員・得意先・徴税および監督官庁たる政府，一般大衆のために経営される社会制度であり，社会的責任を負わされている存在である。したがって，会計はこれらの利害関係者に必要な情報を提供するものである。

このような制度的な企業の観点からすると，報告される成果は株主への配当額や債権者への利子額ばかりでなく，従業員（経営者を含む）

の賃金給料，政府関係機関への所得税額，および留保利益を合計した付加価値に繋がるのである。企業体理論によれば，会計は収益性目的とともに社会に対する企業の貢献の度合いを測定するものであると考える（中原［1985］50頁）。

このことから明らかなように，付加価値会計は会計主体論としての企業体理論に密接に結びつくことになる。それゆえ，会計主体論を現代企業の観点から再検討するとともに，それと付加価値会計との関係をさらに厳密に考察する必要がある。

⑻前述したように，分配問題は単に企業内の従業員に対してだけではなく，広く企業外の諸利害関係者とも密接に関係する。この考えから，企業は企業を取り巻く利害関係者に対して責任をもつという，いわゆる企業の社会的責任が問題となる。企業の社会的責任を会計指標で捕捉することについては，なお多くの本質的・計算的な問題が残されてはいるが，企業が社会にどのように関係しているか，また社会に対してどのような貢献をしたかの情報の開示が重要であり，企業の社会会計，ソーシャル・レポーティング（社会報告）として重要視されている。

付加価値会計は，企業の諸利害関係者との関係を報告しているところから，いわゆる企業の「社会責任」情報の開示については密接な関係がある。いわゆる企業社会会計や社会責任会計の体系において，付加価値会計指標は重要な柱となり，例えば，付加価値責任会計システムとして論じられている（青木・小川・山上［1981］13頁）。

このように，企業の社会的責任を果たす会計が付加価値会計であり，したがって，付加価値会計論を詳細に展開していくためには，企業の社会的責任論をさらに厳密に検討し，両者の関係を探究していく必要がある。

⑼一般に，付加価値計算書は損益計算書から導き出されるようであり，レーマンもこの方法を基礎においている。しかし，このような方法によると，付加価値計算書はいつまでも損益計算書の補助的財務表の役割しか与えられず，付加価値会計の本質を見失うことになりかねない。付加価値会計は，従来の株主中心の利益を算出する株主利益の限界を超克するために行われるものであるからである。

会計は元来複式簿記と密接な関係があり，従来の損益計算書も複式簿記に基づいて作成されるのは周知の事実である。これは何も従来の財務諸表の作成方法に限られるものではなく，独立的な付加価値計算書の作成にも適用できるはずである。現代企業において付加価値会計の重要性を強調するのであれば，複式簿記から独立した付加価値財務諸表，すなわち付加価値損益計算書と付加価値貸借対照表を導き出さなければならない。さらに，キャッシュ・フロー計算書との関係も明らかにしなければならないかもしれない。

⑽付加価値会計において，ステークホルダー（利害関係者）のための計算としては，付加価値計算が基本となり，ステークホルダーのための報告としては，付加価値の創出と分配を示すためのフロー計算書である新たな付加価値計算書が構想される。また，付加価値計算書に対応して，付加価値を生む企業の資源や活動を示すためのストック計算書や関連情報についての報告が求められる。

ストック報告書としては，付加価値の創出には，人的資源や知的資源，地域資源，自然環境資源など，従来の資産概念では把握しきれないさまざまな潜在的資源が関わっていることから，諸資源の情報を可能な限り組み込んだ新たな貸借対照表が求められる。しかし，これらの情報には，新たな付加価値計算書や新たな貸借対照表に組み込めないものも多く想定される。ステークホルダーのための報告は社会に向けた報告でもあるので，企業が社会や自然環境に及ぼす影響についての情報を示すことも要請される。

財務諸表・財務報告に組み入れ可能な情報以外のそうした重要な情報（ESG や気候変動に関する情報など）が拡大しつつあるが，それらについての報告は非財務報告として位置づけられる。そのような非財務報告は新たな財務報告と無関係ではなく，これと密接に結合する形で新たな非財務報告が求められることになる（小栗・陣内［2022］84-85 頁）。

したがって，付加価値会計は，付加価値計算書を基軸に据えた，新たな付加価値計算書，新たな貸借対照表，新たな非財務報告の 3 つからなるということができる。そしてこれが，究極的にはいわゆる統合報告書に繋がるとみることができる。

しかし，ここで問題となるのは，付加価値会計と非財務報告との対応関係であり，両者が密接に関係するのであれば，それらの具体的な対応関係を示さなければならない。従来の付加価値会計と非財務情報の関係を述べたものはあるが，それらの密接な対応関係を述べたものはほとんどないように思われる。したがって，この関係を考察し，付加価値会計にはどのような非財務情報が必要であるかを解明しなければならない。

以上，本稿は主としてレーマンの所論を参考にしながら，付加価値会計（創造価値会計）の問題点および課題を指摘した。それゆえ，今後，付加価値会計の理論および論理を精緻化していくために，これらの課題を真剣に検討し，解決していかなければならない。本稿はそのための基礎であり，現代付加価値会計論を展開するための出発点である。

注(1) 以下，レーマンの著書に関しては，原則として，頁数のみを記すことにする。

(2) 図表 4 において，他人資本利子は総成果計算に含まれているが，これはレーマンの主張によるものである。すなわち，彼は，創造価値計算自体にどの程度創造価値配分を取り入れるかという点を問題としており，特に，創造価値の一構成分としての資本収益の配分領域を問題としている。そして，資本収益の配分は，財務経済的指向を中心とする総成果計算で行うのがよいとする（S.23）。図表 4 の総成果計算はその結果である。

なお，図表中の各数字は次のように計算されている。

売上割引：56,533＝1,884,419×3%
仕入割引：31,836＝1,061,214×3%
仕入先による割引控除：
10,613＝1,061,214×1%
得意先の割引控除：18,844＝1,884,419×1%
割引控除額を加減した他人資本利子：
11,622＝19,853（図表 3 より）＋10,613－18,844

(3) 図表 5 において，（原価計算的）計算利子超過（13,607）は，次のように算出される。

（減価償却費・リスク費）(104,294－95,378)
＋（計算利子・資本収益）(67,500－62,705)
－（製品在高増加）(800－696)
＝ 13,607

(4) その場合，レーマンは，他人所有の賃借設備を自己設備と同様に取り扱い，評価すべきであるとする。そして，他人設備の減価償却費は自己設備の場合とまったく同じように，創造価値計算の思考に対応して前給付原価とみなされなければならないと主張する（S.34）。

(5) 実体資本貸借対照表をより高度なものにするために，レーマンはさらに，設備補充項目（Anlagenersatz-Posten）を導入する。彼によれば，実体資本計算を十分考察すると容易にわかるように，計算された資本額は，経営設備能力が変わらないとして，経営，特に経営設備が古くなるにつれて，計算上当然，常に小さくならざるをえない。このことはさらに，計算された資本生産性がこれに対応して大きくなること，もしくは，経営の経済性が経営の古さとともに絶えず大きいようにみえることを意味する。

以上のことから，誤った結論に陥らないようにしようとすれば，資本の大きさになおある修正を加えなければならないということになる。この修正は，実体資本貸借対照表に，将来必要とされる補充設備を考慮した補充項目を計上することにある。それゆえ，このような実体資本計算の修正もしくは補充項目に関して，彼は，設備補充項目を導入する。そしてさらに，設備補充項目に技術進歩（technische Fortschritt）を考慮に入れている（S.58）。

(6) なお，青木は，公共収益としての租税公課に

ついても言及している。ここで問題となるのは，事業税，固定資産税，印紙税，物品税，遊興飲食税のように，損益計算上費用項目として処理される項目であり，法人税，県市民税については税引前利益に含まれるため，問題の対象とならない。

これらのうち，事業税，固定資産税，印紙税については，付加価値の社会に対する分配分として，レーマンのいう公共収益分に含まれ，付加価値構成項目とすることに問題はない。物品税，遊興飲食税については，顧客からの預り金的性格のものとして，損益計算項目から除外するのが正当な扱いである。もし，損益計算上にこれらの租税項目が計上されているならば，それらは売上のマイナスとして処理されるべきものであり，前給付原価にも付加価値にも関連すべき性質のものではないとされる（青木［1977］121-122 頁）。

参 考 文 献

青木侑［1977］『付加価値会計論（第 4 版）』中央経済社。
青木侑・小川冽・山上達人編［1981］『企業付加価値会計』有斐閣。
小栗崇資・陣内良昭編著［2022］『会計のオルナタティブ』中央経済社。
中原章吉［1985］『企業付加価値会計論〔改訂版〕』中央経済社。
山上達人［1978］『付加価値分析』税務経理協会。
山上達人［1984］『付加価値会計の研究』有斐閣。
Lehmann, M. R. [1954] *Leistungsmeßung durch Wertschöpfungsrechnung*, Essen.